

副本

平成25年(行ウ)第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史 ほか427名

被告 国

答 弁 書


平成25年8月26日

松江地方裁判所民事部合議係 御中


被告国指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局訟務部

部 長 田 中 健 

部 付 寺 田 幸 平 

上 席 訟 務 官 田 部 博 

訟 務 官 沖 陽 子 


〒690-0886 松江市母衣町50番地

松江地方法務局訟務部門 (送達場所)

(電 話 0852-32-4250)

(FAX 0852-32-5539)

上 席 訟 務 官 中 川 直 子 


上 席 訟 務 官 前 原 一 夫 


訟 務 官 板 持 裕 二 


〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁

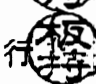
総務課法務室

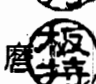
室 長 鶴 園 孝 夫 


課 長 補 佐 中 塩 東 吾 

課 長 補 佐 依 田 圭 司 

課 長 補 佐 堀 口 晋 

課 長 補 佐 石 森 博 行 

訟 務 係 長 新 垣 琢 磨 

調 整 係 伊 藤 彩 果 

安全規制管理官（BWR担当）


安全規制管理官 山 形 浩 史 

管 理 官 補 佐 村 田 真 一 

統括原子力保安検査官 足 立 恭 二 


管 理 官 補 佐 荒 川 一 郎 

安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）

安全規制管理官 小 林 勝 

管 理 官 補 佐 渡 邊 桂 

安 全 審 査 官 木 下 智 之 

企 画 係 長 牧 野 祐 也 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する
- 2 請求の趣旨第2項に係る原告らの訴えをいずれも却下する
- 3 原告らと被告国との間において生じた訴訟費用は原告らの負担とするとの判決を求める。

なお、請求の趣旨第1項について本案前の答弁を留保する。

第2 本案前の答弁の理由等

- 1 請求の趣旨第1項の無効確認の訴えに関する原告適格の主張立証が具体的なものではないこと

原告らは、請求の趣旨第1項の訴えにおいて、経済産業大臣が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）26条1項（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則15条による改正前のもの。以下同じ。）に基づいて平成17年4月26日付けで被告中国電力株式会社（以下「被告会社」という。）に対してした島根原子力発電所3号機（以下「本件原子炉」といい、これと附属施設を併せて「本件原子炉施設」という。）の原子炉設置変更許可処分（以下「本件設置変更許可処分」という。）の無効確認を求めている（以下「本件無効確認の訴え」という。）。

本件無効確認の訴えが適法であるためには、まずは、原告らが本件設置変更許可処分の無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）36条の「法律上の利益を有する者」という要件を満たすこと、すなわち原告適格が認められることが必要である。

そして、原告適格を基礎づける事実については、原告らが主張立証責任を負うところ（司法研修所編・改訂行政事件訴訟法の一般的問題に関する実務的研究112ページ）、原告らは、この点について、具体的な主張立証をしていない上、かえって、訴状及び訴状訂正の申立書によれば、原告らの中には、北海道

や沖縄県等の本件原子炉施設からかなり遠距離の地域に居住する者が少なからず含まれている。

そのため、被告国は、現時点では、原告らのうち原告適格を有する者とそうではない者とを特定することができないため、原告らによる原告適格の具体的な主張立証を待つこととして、請求の趣旨第1項の訴えに対する本案前の答弁を留保する。

2 請求の趣旨第2項の義務付けの訴えは訴訟要件を備えていないこと

(1) 訴状の記載からは必ずしも明らかでないが、請求の趣旨第2項の義務付けの訴え（以下「本件義務付けの訴え」という。）は、原告らが、被告国に対し、電気事業法40条ないし原子炉等規制法43条の3の23（原子力規制委員会設置法附則17条の施行（平成25年7月8日）により新設されたもの。以下同じ。）に基づき、経済産業大臣が被告会社に対して本件原子炉施設の使用の非開始を命ずることの義務付けを求めるものと解される。

上記各条項においては、原告らに法令に基づく申請権はないことから、本件義務付けの訴えは、非申請型の義務付けの訴え（行訴法3条6項1号）に該当するところ、非申請型の義務付けの訴えは、その訴訟要件として、①「行政庁が一定の処分をすべきである」こと（同法3条6項1号。行政庁が当該処分について処分権限を有することが当然の前提となる。）、②「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があること（同法37条の2第1項）、かつ、③「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」であること（同条1項）、④原告が、行政庁が一定の処分をすべきことを命ずることを求めるにつき「法律上の利益を有する者」であること（同条3項）などが必要とされる。

(2) この点、電気事業法40条（技術基準適合命令）は、原子力規制委員会設置法附則40条（平成24年9月19日施行）により改正されており、原子力発電工作物に関する事項については、その主体が、「経済産業大臣」から

「主務大臣（これは、「原子力規制委員会及び経済産業大臣」を意味する。電気事業法113条の2第1項1号）」とされているから、そもそも経済産業大臣が単独でそれをなし得る権限を有するものではない（上記(1)①）。

また、原告らの主張は、耐震性、津波対策の妥当性を問題としており（訴状64ページ）、その実質をみれば、本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題点があることによって重大な損害が生じるおそれがあるとしていると解されるどころ、電気事業法40条に基づく原子炉施設の技術基準適合命令は、原子炉の安全規制のうち、工事計画の認可以降のいわゆる後段規制に属するものであって、この後段規制の段階においては、それに先立つ基本設計ないし基本的設計方針の妥当性は審査の対象とされないし、また、同命令がされないことにより「重大な損害が生じるおそれ」があるという関係は認められない（上記(1)②）。

加えて、原告らが本件義務付けの訴えを提起した目的は、本件原子炉を終局的に運転させないことにあると解されるどころ、同条に基づく技術基準適合命令は、技術基準適合状態が回復されるまでの暫時的なものにすぎないのに対し、原告らは、上記目的を達成するためのより直截な方法として、事業者に対して本件原子炉の運転の差止めを求める民事訴訟を提起することができ、現に被告会社に対して当該民事訴訟を提起しているのであるから、「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」にも該当しないというべきである（上記(1)③）。

さらに、原告らは、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を求めるにつき法律上の利益を有すること（原告適格）を具体的に主張立証していない（上記(1)④）。

(3) また、原子炉等規制法43条の3の23（施設の使用の停止等）の主体は「原子力規制委員会」とされており（同条1項）、そもそも経済産業大臣がそれをなし得る権限を有するものではない（上記(1)①）。その点をおくと

しても、同条1項は、その処分要件として、「発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項第4号の基準（引用者注：設置許可基準）に適合していないと認めるとき」、「発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき」などの処分要件を規定しているところ、原告らの主張内容からは、どの処分要件該当性を主張しているものか明らかではなく、電気事業法40条に基づく請求等との関連性も明らかではない。非申請型の義務付けの訴えに関する各訴訟要件を満たすかどうかの検討のためには上記諸点が明らかにされる必要がある。

第3 請求の原因に対する認否及び反論

おって、準備書面により明らかにする。

以 上